令和3年第15回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年10月18日(月) 午前10時~ 早良区役所 応接室

議 題

1	議 案		
	議案第64号	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	
		期日前投票所の指定及び設置期間について	• • • P.1
	議案第65号	衆議院議員総選挙において在外選挙人名簿に登録された者が	
		期日前投票を行う期日前投票所の指定について	• • • P. 3
	議案第66号	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	
		投票所の指定について	• • • P. 5
	議案第67号	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	
		期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について	• • • P. 7
	議案第68号	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	
		開票の場所及び日時について	• • • P. 9
	議案第69号	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	
		開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について	• • • P. 10
	議案第70号	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	
		開票立会人を定めるくじの方法について	• • • P. 12
	議案第71号	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	
		期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任につ	
		いて	• • • P. 13
	議案第72号	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	
		投票管理者およびその職務代理者の選任について	• • • P. 15
	議案第73号	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	
		開票管理者及びその職務代理者の選任について	• • • P. 16
	議案第74号	選挙人名簿から抹消する者について	• • • P. 18
	議案第75号	選挙人名簿に登録する者について	• • • P. 20
	議案第76号	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	
		期日前投票所の投票立会人の選任について	• • • P. 22
	議案第77号	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	
		投票立会人の選任について	• • • P. 24
	議案第78号	在外選挙人名簿に登録する者について	• • • P. 25
2	その他		
	今後の委員	会開催予定について	• • • P. 27

議案第64号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における早良区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

期日前投票所	設置期間
福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区役所2階大会議室	令和3年10月20日から 令和3年10月30日まで
福岡市早良区東入部二丁目14番8号 福岡市早良区役所入部出張所2階会議室	令和3年10月20日から 令和3年10月30日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和3年10月23日から 令和3年10月30日まで
福岡市早良区大字板屋353番地1 板屋活性化施設	令和3年10月25日

ただし、板屋活性化施設については、選挙人名簿に記載されている住所が早良区大字板屋の選挙人に限る。

(議案の根拠)

・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第39条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の其	
		日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあ	
		つては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会	
		の指定した期間)、市役所	

(投票所)

公職選挙法第39条

投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

・公職選挙法施行令第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第41条第1項	から少くとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日
		前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び
		当該期日前投票所を設ける期間)
第41条第2項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

(投票所の告示)

公職選挙法第41条

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した<u>投票所</u>を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

議案第65号

衆議院議員総選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定に ついて

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙において、早良区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中邨 勝

福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区役所2階大会議室

(議案の根拠)

・公職選挙法第49条の2第4項による読替後の第48条の2第1項の規定による。

(在外投票等)

公職選挙法第49条の2第4項 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、第48条の2第1項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第2項の規定は、適用しない。

第48条の2第1項	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所(次項及び		
		第5項において「指定期日前投票所」という。)		
第48条の2第1項第2号及び第5号	投票区	指定在外選举投票区		
第48条の2第1項第6号	投票所	指定在外選挙投票区の投票所		

公職選挙法第48条の2第1項 第48条の2 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第44条第1項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
- 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

(告示の根拠)

・公職選挙法施行令第65条の13第4項の規定による。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

公職選挙法施行令第65条の13第4項 市町村の選挙管理委員会は、法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用 される法第48条の2第1項の規定により期日前投票所を指定したとき、又は法第49条の2第3項の規定により共通投 票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

議案第66号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の指定について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における早良区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

(議案の根拠)

・公職選挙法第39条及び最高裁判所裁判官国民審査法第13条の規定による。

(投票所)

公職選挙法第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票の時及び場所)

最高裁判所裁判官国民審査法第13条 審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

(告示の根拠)

・公職選挙法第41条第1項の規定による。

(投票所の告示)

公職選挙法第41条第1項 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

投票所一覧表

投 票 区	投	票所	
西新第一	福岡市 早良区西新六丁目 4番 1 号	西新小学校	講堂
西新第二	福岡市 早良区西新二丁目10番10号	西新公民館	
高取第一	福岡市 早良区昭代二丁目15番51号	高取小学校	講堂
高取第二	福岡市 早良区高取一丁目14番13号	高取公民館	
百 道 浜	福岡市 早良区百道浜四丁目24番1号	百道浜小学校	講堂
百 道	福岡市 早良区百道三丁目1番2号	百道公民館	
室見第一	福岡市 早良区室見三丁目 3 番 1 号	室見小学校	講堂
室見第二	福岡市 早良区室見三丁目 2 番18号	室見公民館	
原第一	福岡市 早良区原二丁目 5番 2 号	原公民館	
原第二	福岡市 早良区荒江三丁目2番1号	福岡聴覚特別支援学校	体育館
大 原	福岡市 早良区原三丁目 8番10号	大原小学校	講堂
原 団 地	福岡市 早良区原団地10番1号	原団地集会所	
原 北	福岡市 早良区南庄四丁目 5番40号	原北小学校	講堂
室見団地	福岡市 早良区南庄五丁目3番2号	室見団地第一集会所	
小 田 部	福岡市 早良区小田部六丁目4番1号	小田部小学校	講堂
有 住	福岡市 早良区室住団地4番1号	有住公民館	
有田第一	福岡市 早良区有田八丁目17番1号	有田小学校	講堂
有田第二	福岡市 早良区次郎丸六丁目3番1号	次郎丸中学校	ミーティング室
賀 茂	福岡市 早良区賀茂一丁目31番1号	賀茂小学校	講堂
原西第一	福岡市 早良区原五丁目12番16号	原西公民館	
原西第二	福岡市 早良区小田部三丁目32番1号	西福岡中学校	体育館
飯原第一	福岡市 早良区原七丁目3番21号	飯原公民館	
飯原第二	福岡市 早良区飯倉四丁目34番58号	原中学校	武道場
飯倉中央	福岡市 早良区飯倉三丁目 6番35号	飯倉中央小学校	講堂
飯倉	福岡市 早良区飯倉七丁目29番27号	飯倉公民館	
千 隈	福岡市 早良区干隈三丁目15番15号	西千隈公民館	
星の原	福岡市 早良区星の原団地34番1号	星の原団地集会所	
田隈	福岡市 早良区田隈二丁目7番1号	田隈小学校	講堂
田村	福岡市 早良区田村三丁目32番1号	田村小学校	講堂
野芥第一	福岡市 早良区野芥七丁目23番20号	野芥公民館	
野芥第二	福岡市 早良区野芥四丁目3番6号	野芥二区自治会集会所	
野芥第三	福岡市 早良区野芥五丁目31番14号	西油山ハイツ町内会集会所	
四箇田	福岡市 早良区四箇田団地56番1号	四箇田小学校	講堂
入 部	福岡市 早良区東入部二丁目14番14号	入部公民館	
早 良	福岡市 早良区早良一丁目 8番 1 号	早良小学校	講堂
脇 山	福岡市 早良区大字脇山2558番地	脇山小学校	講堂
内 野	福岡市 早良区内野八丁目15番1号	内野小学校	講堂
石 釜	福岡市 早良区大字石釜738番地	石釜公民館	

議案第67号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票 所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時
板屋活性化施設	午前11時	午後2時

2 変更理由

福岡市役所1階市民ロビー及び板屋活性化施設については、増設設置するものであり、早良区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(議案の根拠)

・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

, ,, _N , _H , _C	3 - 2 / 20	-
第39条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の
		期日の前日までの間(2以上の期日前投票所を設ける場合
		にあつては、1の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理
		委員会の指定した期間), 市役所
第40条第1項	午前7時	午前8時30分
第40条第1項ただ	選挙人の投票の便宜のため必要がある	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとる
し書	と認められる特別の事情のある場合又	ことができる。
	は選挙人の投票に支障を来さないと認	1 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所
	められる特別の事情のある場合に限り、	の数が1である場合 期日前投票所を開く時刻を2時
	投票所を開く時刻を2時間以内の範囲	間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を

第40条第2項	内において繰り上げ若しくは繰り下げ、 又は投票所を閉じる時刻を4時間以内 の範囲内において繰り上げることがで きる。 通知し、かつ、市町村の議会の議員又は 長の選挙以外の選挙にあつては、直ちに その旨を都道府県の選挙管理委員会に 届け出なければ	こと。 2 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が2以上である場合(午前8時30分から午後8時までの間において,いずれか1以上の期日前投票所が開いている場合に限る。) 期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ,又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げること。
第41条第1項	から少くとも5日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第41条第2項	投票所 選挙の当日を除く外, 市町村	期日前投票所市町村

(投票所の開閉時間)

公職選挙法第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

(告示の根拠)

・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

公職選挙法第40条第2項 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

(参考) 期日前投票所概要

- 1 有権者数(令和3年9月1日現在) 179,222人
- 2 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率

(令和3年4月11日 福岡県知事選挙)

当日有権者数(人)		投票者数(人)		投票率(%)				
男	女	計	男	女	計	男	女	計
81, 436	94, 717	176, 153	24, 345	30, 462	54, 807	29.89	32. 16	31. 11

議案第68号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における早良区開票 区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

- 1 場所 福岡市早良区四箇六丁目17番6号 福岡市立早良体育館
- 2 日時 令和3年10月31日 午後9時15分から

(議案の根拠)

・公職選挙法第63条及び最高裁判所裁判官国民審査法第20条の規定による。

(開票所の設置)

公職選挙法第63条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の時及び場所)

最高裁判所裁判官国民審査法第20条 審査の開票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票所において、すべての 投票箱の送致を受けた日又はその翌日にこれを行う。

(告示の根拠)

・公職選挙法第64条の規定による。

(開票の場所及び日時の告示)

公職選挙法第64条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議案第69号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う場所 及び日時について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、早良区開票 区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示す る。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

- 1 場所 福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和3年10月28日 午後6時から

(議案の根拠)

・公職選挙法第62条第6項及び最高裁判所裁判官国民審査法第19条第2項の規定による。

(開票立会人)

公職選挙法第62条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはできない。

- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
 - 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十 六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条 第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九 十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者
 - 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき (第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党
 - 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等
 - 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があったとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があったとき 当該参議院名簿届出政党等
- 3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立 会人となることができない。
- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが 三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外 の者は、開票立会人となることができない。
- 5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となったときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- <u>6</u> 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め 告示しなければならない。

7~11 略

(開票に関する事務の担任)

最高裁判所裁判官国民審査法第19条第2項 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

議案第70号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじの方法について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、早良区開票 区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者(以下「予定者」という。)とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予 定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合 開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補 者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(議案の根拠)

・公職選挙法第62条第2項及び第4項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第2項の規定による。

議案第71号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその 職務代理者の選任について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における早良区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

別紙1のとおり

(議案の根拠)

・公職選挙法第37条第2項及び第3項並びに同法施行令第24条第1項及び第3項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第12条第1項並びに同法施行令第4条の規定による。

(投票管理者)

公職選挙法第37条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 <u>衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、</u> 市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理 者とすることができる。

 $4\sim7$ 略

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第24条第1項 <u>市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場</u>合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

4 略

(投票に関する事務の担任)

最高裁判所裁判官国民審査法第12条第1項 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担任する。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第4条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者の職務を代理すべき 者又は管掌すべき者は、審査における投票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

(告示の根拠)

・公職選挙法施行令第25条の規定による。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第25条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者 又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以 上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並び にこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

議案第72号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の選 任について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における早良区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

別紙1のとおり

(議案の根拠)

・公職選挙法第37条第2項及び第3項及び同法施行令第24条第1項及び第3項及び最高裁判所裁判官 国民審査法第12条第1項及び同法施行令第4条の規定による。

議案第73号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選 任について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における早良区開票 区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

別紙1のとおり

(議案の根拠)

・公職選挙法第61条第2項及び第3項並びに同法施行令第67条第1項及び第7項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第1項及び同法施行令第8条の規定による。

(開票管理者)

公職選挙法第61条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。
- 3 <u>衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、</u> 市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管 理者とすることができる。

 $4 \sim 6$ 略

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第67条 <u>市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。</u>

 $2 \sim 6$ 略

7 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村 又は都道府県の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選 出議員の選挙の開票管理者の職務を代理すべき者に、市町村又は都道府県の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選 出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の開票管理者の職務を管掌すべ き者に選任することができる。

8 略

(開票に関する事務の担任)

最高裁判所裁判官国民審査法第19条第1項 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担任する。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者)

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第8条 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

(告示の根拠)

・公職選挙法施行令第68条の規定による。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第68条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第61条第2項の規定又は第66条若しくは前条第1項、第3項若しくは第5項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議案第74号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

1 抹消する者の数212 人内訳 死亡者市外転出者163 人

2 抹消する者の氏名等 別冊のとおり

3 抹消年月日 令和3年10月18日

(議案の根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各 号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この 場合において、第4号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至つたとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

1 死亡者 令和3年10月14日から令和3年10月17日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者 令和3年6月14日から令和3年6月17日までに,市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位:人)

			(112.74)
区分	男	女	計
死亡	19	30	49
転出	86	77	163
誤載	0	0	0
合計	105	107	212

議案第75号

選挙人名簿に登録する者について

令和3年10月18日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人 名簿に登録する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

1 登録する者の数 1,019人

2 登録する者の氏名等 別冊のとおり

...._..

(議案の根拠)

・公職選挙法第22条第3項の規定による。

(登録)

公職選挙法第22条 略

2 略

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理 する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議 院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(以下 この条において「選挙時登録の基準日」という。)現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の 年齢については、当該選挙の期日現在)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時 登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

(定義)

- ○補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条),帰化、国籍取得》
- ○追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- ○移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内(早良区内の住所異動を含む)に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調(令和3年10月18日現在)

福岡市早良区 (単位:人)

男女別 区分		男	女	計
令和3年9月1日現在(*) 選挙人名簿登録者数 (a)		82, 973	96, 249	179, 222
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)		0	0	0
	(ア) 死亡	▲ 143	▲ 129	▲ 272
(*)以後の 抹消者数 (e)	(イ) 転出	▲ 331	▲ 258	▲ 589
	(ウ) 誤載	0	0	0
	計 (ア)+(イ)+(ウ)	▲ 474	▲ 387	▲ 861
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		293	337	630
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		▲ 287	▲ 299	▲ 586
今回(令和3年10月18日) 追加登録者数 (h)		527	492	1019
今回選挙時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)-(e+g)+(h)		83, 032	96, 392	179, 424
備 考 ((a)との増減)		59	143	202

議案第76号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における早良区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

別紙1のとおり

....

(議案の根拠)

・公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第2項の規定による。

(期日前投票)

公職選挙法第48条の2第5項 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第37条第2項及び第6項	当該選挙の選挙権	選挙権		
第38条第1項	2人以上5人以下	2人		
	前3日まで	の公示又は告示の日		
第38条第2項	投票所	期日前投票所		
第38条第4項	投票区において,2人以上	期日前投票所において,2人		
第42条第1項ただし書	選挙の当日投票所	第48条の2第1項の規定による投票の日,期日前投票		
		所		
第45条第1項	選挙の当日,投票所	第48条の2第1項の規定による投票の日,期日前投票		
		所		
第46条第1項から第3項ま	投票所	期日前投票所		
で及び前条第二項				
第51条	第60条	第48条の2第6項において準用する第60条		
	投票所	期日前投票所		
	最後	当該投票の日の最後		
第53条第1項	投票所	期日前投票所		
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き		

		続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合において
		は、その日の期日前投票所を開くべき時刻になつたと
		きは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ
第53条第2項	できない	できない。ただし、前項ただし書の規定により投票箱
		を開いた場合は、この限りでない
第55条	投票管理者が同時に当該選挙の	開投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投
	票管理者である場合を除くほか	票所を設ける期間の末日に
	投票管理者は、1人又は数人の	投
	票立会人とともに,選挙の当日	
	を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」という。) を市町
		村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を
		受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当
		該投票箱等を開票管理者

(投票立会人)

公職選挙法第38条第1項 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

(投票に関する事務の担任)

最高裁判所裁判官国民審査法第12条第2項 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

議案第77号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における早良区の各 投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中邨

別紙1のとおり

(議案の根拠)

・公職選挙法第38条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第2項の規定による。

議案第78号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和3年10月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 中 邨 勝

1 登録する者の数 1人

2 登録する者の氏名等 別紙2のとおり

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 <u>市町村の選挙管理委員会は</u>,前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には,遅滞なく,当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の 住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所 の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者 である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申 請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録·抹消内訳

(単位:人)

区分	第14回 (R3.10.14現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R3.10.18)の
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載	小訂	登録者数
男	42	0	0	0	0	0	42
女	73	1	0	0	0	1	74
計	115	1	0	0	0	1	116

その他

今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月日開始時刻		場所
第16回	臨時	10月19日(火)	午後6時	
第17回	臨時	10月28日(木)	午後6時	早良区役所 応接室
第18回	臨時	10月31日(日)	午前10時	
第19回	定例	11月19日(金)	午前10時	
第20回	三 定例 12月1日		午前10時	早良区役所 中会議室
(令和4年) 第1回	定例	1月20日 (木)	午前10時	